

文化芸術振興事業に係る神奈川県知事名による賞状等の交付に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、表彰の取扱に関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、文化芸術団体等（以下「団体等」という。）が行う文化芸術振興事業に対する賞状等（以下「賞状等」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 賞状等の交付を受けることができる団体等は、原則として神奈川県内において、文化芸術振興事業を行う団体等で、次のすべてに該当するものでなければならない。

(1) 県内に事務所を有すること。

ただし、神奈川県を含み広域的に開催される事業については、その限りではない。

(2) 文化芸術振興事業に関する十分な遂行能力と実績を有すること。

(3) 定款、寄附行為に類する規約等を有し、かつ団体の意思を決定し執行する組織等が確立していること。

(対象事業)

第3条 賞状等を交付する事業は、原則として、神奈川県内において、広く同県民を対象とし、かつ文化芸術の振興を主たる目的として行う美術、文芸、音楽、演劇、舞踊その他のコンクール等であって、本県の文化芸術の振興に寄与すると認められるものでなければならない。

2 事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、賞状等の交付は行わないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反する虞れがある場合

(2) 安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていない場合

(3) 鑑賞者又は参加者に過大な負担を強いる虞れがある場合

(4) 特定の政党又は政治団体の利益になる虞れがある場合

(5) 特定の宗教、宗派又は教団の利益となる虞れがある場合

(6) 営利を目的とする場合

(7) その他知事が適当でないとする場合

(賞状等の種類)

第4条 賞状等は知事名の賞状及び副賞（名義使用）とする。

(申請書の提出)

第5条 規程第15条による交付申請は、第1号様式によるものとし、次の各号

の書類を添付して、当該事業開始の1か月前までに知事に提出しなければならない。ただし、添付書類は、知事が特別に認める場合は、その一部又は全部について提出を省略することができるものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 団体の収支予算書
- (4) 団体調書（第2号様式）
- (5) 事業の開催要領
- (6) 事業の収支予算書（第3号様式）
- (7) 募集要項
- (8) 審査要領
- (9) 審査員名簿
- (10) その他知事が必要と認める書類

（賞状等の交付）

第6条 知事は、前条の申請に基づき賞状等を交付することが適当であると認めるときは、知事賞交付通知書を交付する。

2 賞状等の交付は、一団体等に対して、原則として、一年度中一点とする。

（交付の取消し）

第7条 知事は、賞状等を交付された事業が、交付通知書の交付後に第3条第1項の要件を欠くに至った場合、又は第3条第2項の各号に該当すると認められる場合は、その一部又は全部について交付を取り消すことができる。

（事業終了報告）

第8条 賞状等の交付を受けたものは、当該事業終了後1か月以内に、規程第16条の規定による受賞者等報告書（第5号様式）のほか、事業終了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、文化芸術振興事業に係る知事賞等の交付に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和4年6月20日から施行する。但し、施行前に収受した申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この取扱要領は、令和4年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱要領の施行前に、作成された申請書の様式については、改正後の第1号様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 この取扱要領の施行前に第6条に基づく知事賞交付通知書を交付した事業に係る第8条に定める様式については、改正後の第4号様式及び第5号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、令和5年5月8日から施行する。但し、施行前に作成された申請書の様式については、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、令和6年4月1日から施行する。但し、施行前に作成された申請書の様式については、なお従前の例による。